

静岡市指定暑熱避難施設協定書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と静岡市（以下「乙」という。）は、指定暑熱避難施設の指定及び運用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する指定暑熱避難施設及び熱中症警戒情報等の用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

1 名称 〇〇〇〇〇

2 所在地

住所：〒〇〇〇—〇〇〇〇

静岡市〇〇区〇〇〇〇

経度：〇〇.〇〇〇〇〇〇

緯度：〇〇〇.〇〇〇〇〇〇

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別紙のとおりとする。

（開放可能日時等）

第5条 対象施設の開放可能日時等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

1 開放する曜日

月曜日～土曜日（祝祭日は除く）

2 開放する時間帯

月曜日～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～12：30

3 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

3人

(施設の管理)

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：〇〇課

役職名：課長

氏名：〇〇〇〇 ※異動等で定期的に人が変わる場合は役職名までで構いません

連絡先：054-〇〇〇-〇〇〇〇

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(指定暑熱避難施設の運用)

第7条 住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にするものとする。

- 2 熱中症警戒情報運用期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。
- 4 甲は、対象施設が指定暑熱避難施設であることを広く一般に周知する。
- 5 乙は、第3条から第5条までに掲げる事項について、市公式ウェブサイトに掲載し、当該事項に変更が生じた場合は掲載内容を変更するものとする。

(変更の協議)

第8条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

※日付は未記入でお願いします。

協定書提出後、10日～2週間程度で協定締結となります。

甲 名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇〇
所在地 〇〇市〇〇〇〇〇〇

乙 名称 静岡市
代表者氏名 静岡市長 難波 喬司
所在地 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

別紙

第4条の供用部分がわかる写真または図面を添付